

さいたま市立大宮北中学校PTA会則

第1章 総 則

(名称及び所在地)

- 第 1 条 この会は、さいたま市立大宮北中学校PTA（以下「本会」という。）と称する。
- 2 本会の所在地をさいたま市立大宮北中学校（以下「本校」という。）内に置く。
（所在地：さいたま市大宮区寿能町1－2 1）

(目 的)

- 第 2 条 本会は、家庭・学校・地域の連携を密にし、教育の充実振興をはかり、あわせて会員相互の教養と親睦を図ることを目的とする。

(活 動)

- 第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。
- ① 生徒の学習および福祉に関する事項
 - ② 生徒の保健衛生および心身鍛錬に関する事項
 - ③ 生徒の教育環境改善に関する事項
 - ④ 家庭教育の振興と生徒の校外生活の保安・補導に関する事項
 - ⑤ 会員の研究・修養に関する事項
 - ⑥ その他本会の目的達成に必要な事項
- 2 本会は、政治・宗教に係わる活動、および営利を目的とする活動は行わない。
- 3 本会は、自主独立のものであって他のいかなる団体の支配・統制・干渉を受けるものではない。

第2章 会 員

(会 員)

- 第 4 条 本会の会員は、次の各号とする。
- ① 本校に在籍する生徒の保護者(例外として、卒業した生徒の保護者も1年間に限り会員を認める)
 - ② 本校に在職する教職員
- 2 本会への入会または退会に際しては、その意思を本部役員に提示するものとする。また、入会については会費を納めたことでその効力を発揮することとする。

(会員の平等)

- 第 5 条 会員は全て平等の義務と権利を有する。

第3章 役 員

(役員及びその定員と選出)

- 第 6 条 本会に次の役員を置く。
- ① 会 長 1 名
 - ② 副会長 4 名（必要が生じたときは運営委員会の審議を経て増員可能とする。）
 - ③ 書 記 3 名
 - ④ 会 計 3 名
 - ⑤ 監 事 3 名
 - ⑥ 顧 問 1 名
 - ⑦ 相談役 2 名
- 2 役員の選出は、推薦委員会の推薦により総会で承認する。

(役員の職務)

第 7 条 役員の職務は次のとおりとする。

- ① 会長は、本会を代表して会務を総括し、必要に応じて会議を招集し、全ての会議において意見を述べるができる。
- ② 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- ③ 書記は、本会の庶務にあたり、運営委員会等では議事録を作成する。
- ④ 会計は、本会の会計事務を処理する。
- ⑤ 監事は、本会の会計を監査する。
- ⑥ 顧問は本校の校長とする。顧問はすべての会議に参加して意見を述べる事ができる。
- ⑦ 相談役は本校同好会の会長および副会長とする。相談役は総会および運営委員会において助言をする。

(役員の任期)

第 8 条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期中に役員に欠員が生じたときには、これを補充する。補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 総 会

(総会の構成)

第 9 条 総会は全会員で構成する。

(議決権)

第10条 会員は1人1票の議決権を持つ。ただし、保護者については1世帯1票とする。

(総会の開催)

第11条 総会は本会の最高決定機関であって、定期総会は年1回開催する。

- 2 臨時総会は、必要に応じて開催する。

(総会の招集)

第12条 総会の招集は、会長が行う。

- 2 臨時総会は、会員の3分の1以上から総会に付議すべき事項を示して開催の請求があったとき、会長はその請求があった日から60日以内に総会を開催しなければならない。

(総会の議長)

第13条 総会の議長は、出席者の中から選出する。

(総会付議事項)

第14条 総会の付議事項は次のとおりとする。

- ① 会則の改廃
- ② 予算および決算
- ③ 年間活動計画
- ④ 役員の承認
- ⑤ その他の重要事項

(総会の定足数及び表決)

第15条 総会は、会員の過半数が出席しなければ開催することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。

- 2 総会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

第5章 機 関

(運営委員会)

第16条 運営委員会は、監事を除く執行部および各部・委員会の正副部長をもって構成する。

- 2 運営委員会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 運営委員会は、次の事項を審議執行する。

- ① 総会に付議する事項
- ② 細則の改廃及び規程の制定・改廃
- ③ 活動の計画及び運営に関する事項
- ④ その他の事項

- 4 運営委員会は過半数の出席によって成立し、議決する場合は出席者の3分の2の同意を必要とする。
- 5 会長は運営委員会の審議について、会員に報告する。

(部・委員会の設置)

第17条 本会の活動のため、次の各部・委員会を設置する。

- ①事業部・・・修養・親睦に関する活動（活動例：落ち葉掃きや給食試食会等）
 - ②広報部・・・広報紙の作成（教職員号の発行）、講演会等の参加と報告
 - ③推薦委員会・・・役員候補者の選出に関する活動
- 2 前項の各部に属さない活動を円滑に行うため、協力員を設置しこれを行う。

第6章 会 計

(経費の支弁)

第18条 本会の経費は、PTA会費、寄付金及びその他の収入でこれを支弁する。

(会 費)

第19条 会費の額は、会員1世帯につき年額4,000円とし、毎年6月に納入することとする。

- 2 天災等、やむを得ない事態により活動が縮小した場合は、運営委員会で審議し会費を変更できる。
- 3 転校によりPTA会員の入会・退会があった場合の会費の納入・返納は以下の通りとする。
 - ① 4月1日～6月30日の間で入会・退会した場合：4,000円の納入または返納
 - ② 7月1日～12月31日の間で入会・退会した場合：2,000円の納入または返納
 - ③ 1月1日～3月31日の間で入会・退会した場合：1,000円の納入または返納

(会計監査)

第20条 会計監査は、会計年度半期毎に行う。ただし監事が必要と認めたときは、随時会長に会計帳簿および証拠書類の提出を求めることができる。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 補 則

(書類及び帳簿の備え付け)

第22条 本会の所在地に、次の書類及び帳簿を備える。

- ① 役員名簿および協力員名簿
 - ② 会計帳簿及び証拠書類
 - ③ 総会議事録
 - ④ 運営委員会報告書
 - ⑤ その他必要な書類及び帳簿
- 2 前項の書類及び帳簿は、5年間保存することとする。

(細則及び規程)

第23条 この会則の施行に関する細則及びその他必要な規程を別に定める。

第24条 この会の設立年月日は昭和36年5月7日とする。

附 則

- 1 この会則は、昭和36年5月7日から施行する。
- 2 この会則は、昭和50年5月20日から改正施行する。
- 3 この会則は、昭和56年5月21日から改正施行する。
- 4 この会則は、昭和57年5月13日から改正施行する。
- 5 この会則は、昭和60年5月2日から改正施行する。
- 6 この会則は、昭和61年5月2日から改正施行する。
- 7 この会則は、昭和62年5月2日から改正施行する。
- 8 この会則は、平成2年5月2日から改正施行する。
- 9 この会則は、平成8年5月2日から改正施行する。
- 10 この会則は、平成9年5月2日から改正施行する。
- 11 この会則は、平成13年5月1日三市合併により名称変更し、改正施行する。
- 12 この会則は、平成17年3月24日から改正施行する。
- 13 この会則は、平成19年3月22日から改正施行する。
- 14 この会則は、平成30年4月27日から改正施行する。
- 15 この会則は、令和05年5月11日から改正施行する。
- 16 この会則は、令和06年5月23日から改正施行する。
- 17 この会則は、令和07年5月16日から改正施行する。

さいたま市立大宮北中学校

〒330-0805 埼玉県さいたま市大宮区寿能町1丁目21

大宮北中学校校長

原江 剛



大宮北中学校PTA会長

榊澤 仁史

